

平成 24 年度第 1 回指導医制度委員会議事録

日時： 平成 24 年 12 月 12 日 14:00～17:00

場所： 日本整形外科学会 2 階会議室

出席者：橋本友幸担当理事、笠井裕一委員長、伊東学、宇野耕吉、尾形直則、佐藤公昭
竹林庸雄、中村博亮、山崎正志 各委員
千葉一裕、野原裕 各アドバイザー

まず出席者全員にて、平成 24 年度新規申請者 94 名、継続申請者 184 名、名誉指導医申請者 3 名、猶予申請者 10 名の審査会が行われ、その後に委員会が開催された。

議題

1. 委員会書記の決定

竹林庸雄委員が選出され、その後は笠井委員長が議事を進めた。

2. 申請書類再審査について

- ① 新規申請者 1 名を不合格とした。
- ② 学会参加証を紛失した継続申請者 1 名は、既に 2 年間の猶予を設けていたので、今年度の申請を認めず、資格喪失とした。
- ③ 提出業績において、抄録が添付されていない、あるいは抄録として認められない内容の新規申請者の数名には、業績の再提出を促し、その提出書類を再検討した上で合否を判定することになった。(12 月 26 日に笠井委員長が再審査を行い、全員が合格となった)
- ④ 継続申請者の中に、BKP や PELD の手術症例の割合が異常に多い数名がみられた。しかし、その数名の申請者の BKP あるいは PELD 以外の提出症例が脊椎外科医として適切な手術を行っていること、BKP や PELD が申請不可症例として継続申請書類に明記されていないことから、これらの数名は継続申請を合格とした。
- ⑤ その BKP や PELD は、申請症例として今後増加する可能性が高いため、新しい規定を設けるべきだという意見が大多数を占めた。そこで、出席者全員で議論した結果、BKP や PELD は新規申請者では原則的に認めないこと、継続申請者では症例数の 10%以内 (20 例以内) であれば申請症例として認めること、で意見が一致した。そこで、BKP と PELD に関して、来年度の新規および継続申請要件に追記することになった。

3. 代替書類の取り扱いについて

医療安全単位の受講証明に関しては、今までと同様に受講証明書の原本の提出を必須とすることが確認された。ただし、申請者は原本を紛失してしまったけれども、医療安全単位を取得のための講演を受講した申請者に対しては、以下のような特例を定めることとした。すなわち、申請者に①医療安全単位の講習受講時に日本整形外科学会が発行す

る受講証明書の半券、②日本整形外科学会のホームページで受講記録用紙、のいずれかを提出してもらい、事務局保管の受講者リストと照合できた場合には、医療安全単位の講習代（2000 円）を納めれば受講したものとみなすことができる。もし原本の紛失者のうちで、上記①、②の受講を証明できない、あるいは 2000 円の講習代を支払わない申請者がいれば、猶予期間を 1 年間だけ設け再提出を促すこととする。そして、以上の原本紛失時の対応については、申請要項に明記をせず、申請者から問い合わせがあった場合のみ、事務局で対応を行うことになった。

4. 会員からの問い合わせについて

BKP は申請症例として是か非か、という問い合わせが 1 件あった。これは、議題 2 において十分に検討され、BKP や PELD は新規申請者では原則的に認めないこと、継続申請者では症例数の 10%以内（20 例以内）であれば申請症例として認めること、で意見が一致した。そこで、BKP と PELD に関して、来年度の新規および継続申請要件に追記することになった。

5. 25 年度新規会告・継続会告

BKP と PELD に関する申請要件の追記すること、および医療安全単位の受講証明に関して受講証明書の原本の提出が必須であること、を明記することが確認された。

6. 他委員会によるインセンティブ付与について

安全医療推進委員会で行った 23 年度の脊椎脊髄手術合併症調査に参加した指導医 393 名に対して、継続申請で必要とされる医療安全の受講単位を付与されることが確認された。なお事務局から、その該当者に来年の 2 月頃に証明書を発行する予定であることが話された。

診断評価基準委員会が行った学会主導研究への協力インセンティブとしての症例 10 例の付与に関しては、現時点では当該委員会で具体的な検討がされていないため、見送りとなる可能性が高いことが述べられた。

7. 今後の指導医との位置づけについて

専門医制度が立ち上がった際の指導医の立場はどうなるかについて意見が述べられた。現在検討されている専門医制度の資格対象者は、2015 年度に後期研修を開始する医師であるため、日本脊椎脊髄病学会として指導医制度を残す方向で検討していることが話された。また、その専門医を取得するには、現行の指導医の下での研修が必修であるため、指導医がいない病院では専門医の研修指定病院に認定されない旨が述べられた。